

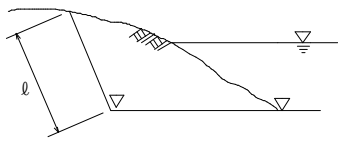
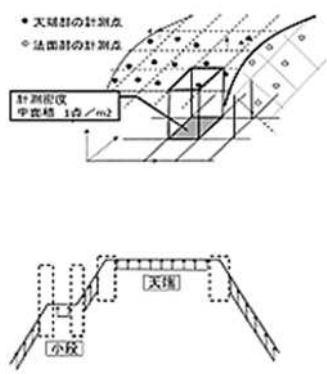
出来形管理基準及び規格値

平成22年7月
(令和7年4月改定)
宮崎県県土整備部

出来形管理基準及び規格値

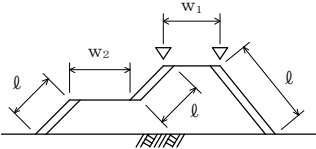
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	
						法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-200	
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 - 4 %	
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防 土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						平 場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、掘削部の両端で測定。		
1. 3 次元データによる出来形管理において、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に ± 5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に ± 5 cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

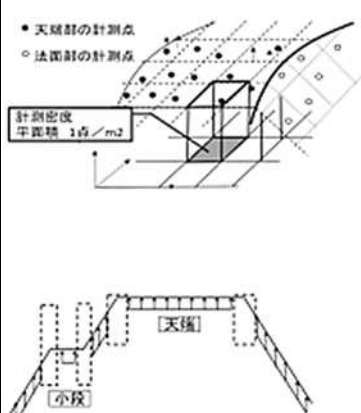
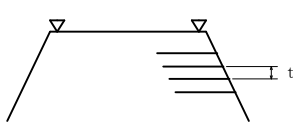
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						平場	標高較差	±50	±300
						法面（小段 含む）	水平または 標高較差	±70	±300
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50	
						法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	－100	
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長－2 %	
						幅 w_1, w_2		－100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき 出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。		

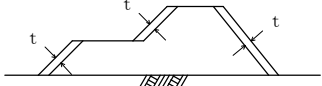
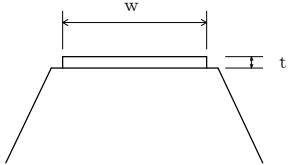
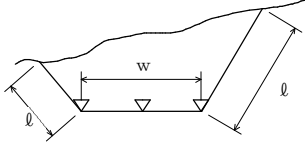
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						天 端	標高較差	-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割>勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		-50	
						厚 さ t		-50	
						控 え 長 さ		設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

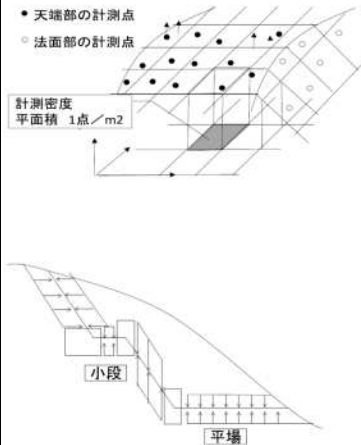
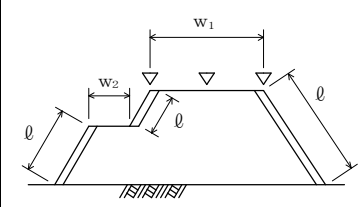
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※－30
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm －25
						t ≥ 15cm	－50
						幅 w	－100
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50
						法長 ℓ	ℓ < 5 m －200
						ℓ ≥ 5 m	法長－4 %
						幅 w	－100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。		
施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		

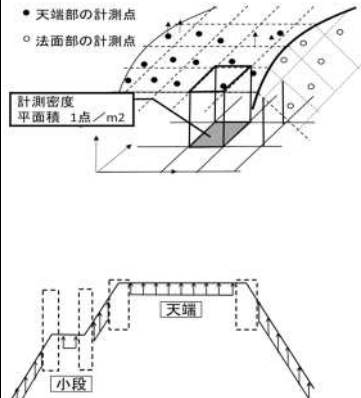
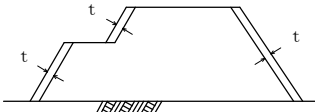
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						平 場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50	
						法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-100	
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長 - 2 %	
						幅 w_1, w_2		-100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		

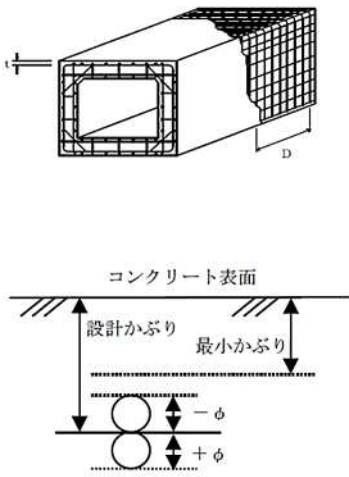
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
					路床盛土工 (面管理の場合)	天 端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段 含む)	標高較差	±80	±190
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t		※-30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		

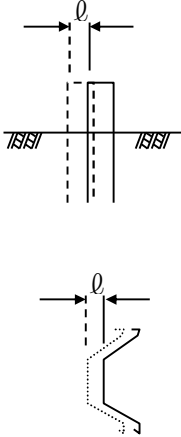
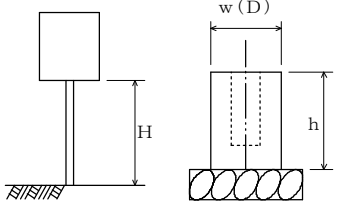
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共 通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平 均 間 隔 d	± ϕ
						か ぶ り t	設計かぶり ± ϕ かつ 最小かぶり 以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
$d = \frac{D}{n-1}$ D：n 本間の延長 n：10 本程度とする ϕ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で 1 箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7 編 2 章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注 1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注 2) 橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、第 3 編 2-18-2 床版工を適用する。 注 3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう

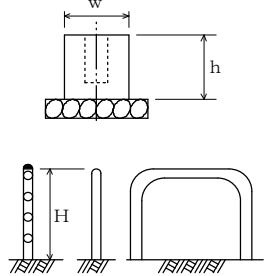
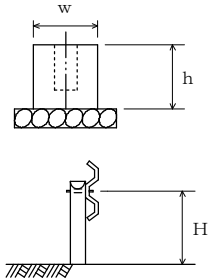
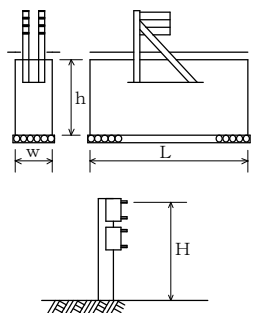
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意 仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽		±50	
						根 入 長		設計値以上	
						変 位 ℓ		100	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L		－200	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	
						基礎	幅 w (D)		－30
							高さ h		－30
							根 入 れ 長		設計値以上

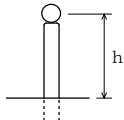
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所、延長 20 m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」に基づき出来形管理を実施 する場合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により 出来形管理を実施することができる。		
1 箇所／1 施工箇所 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理 を行う場合は、延長の変化点で測 定。		
1 箇所／1 基 基礎 1 基毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		

単位：mm

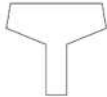
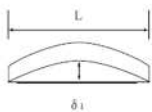
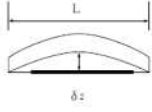
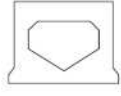
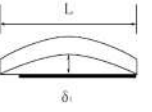
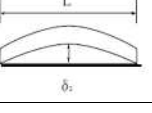
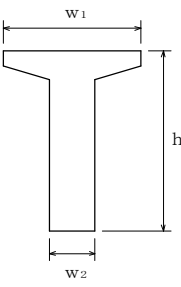
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎
							幅 w
							高さ h
							パイプ取付高 H
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)
							基礎
							幅 w
							高さ h
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)
							基礎
							幅 w
							高さ h
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)
							延長 L
							ケーブル取付高 H

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 箇所／施工延長 40m 40m 以下のものは、2 箇所／1 施工箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 箇所／1 基礎毎 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する

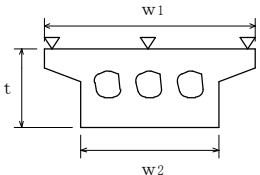
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便 覧Ⅱ-82 「表- Ⅱ.5.5 各塗料の 標準使用量と標 準膜厚」の標準 使用量以上。

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位:mm
各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1,000$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm L/1,000 \cdots$ $L > 10\text{m}$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	$+10$ -5
						幅 (下) w_2	± 5
						高 さ h	$+10$ -5
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ

測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 mm
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

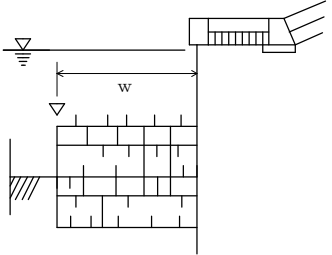
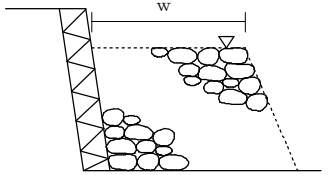
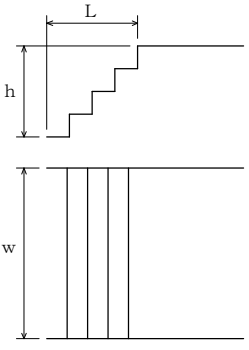
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント桁 製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—
						断面の外形寸法（mm）	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-5 ~ +30
						厚 さ t	-10 ~ +20
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 要mm
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ : 支間長 (m)		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高		±20
						幅（上） w_1		－ 5 ～＋30
						幅（下） w_2		－ 5 ～＋30
						内 空 幅 w_3		± 5
						高 さ h_1		＋10 － 5
						内空高さ h_2		＋10 － 5
						桁 長 ℓ		$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ －30mm 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1		－ 5 ～＋30
						幅（下） w_2		－ 5 ～＋30
						内 空 幅 w_3		± 5
						高 さ h_1		＋10 － 5
						内空高さ h_2		＋10 － 5
						桁 長 ℓ		$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ －30mm 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層 積	基準高▽	±100
							厚さ t	－20
							幅 W_1, W_2	－20
							延長 L_1, L_2	－200
						乱 積	基準高▽	± t ／ 2
							延長 L_1, L_2	－ t ／ 2

測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 mm
桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3 - 2 - 18 - 2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3 - 2 - 18 - 2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。 1 施工箇所毎		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎	t は根固めブロックの高さ	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150
						幅 w	±300
						延 長 L	－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ▽	－100
						幅 w	－100
						延 長 L	－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	－30
						高 さ h	－30
						長 さ L	－30
						段 数	± 0 段

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位mm
1 組毎		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 回／1 施工箇所		

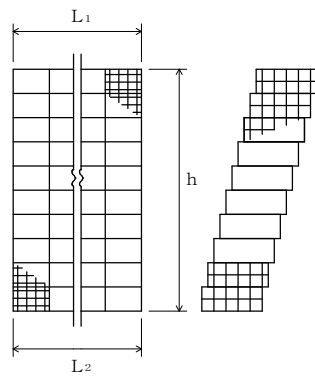
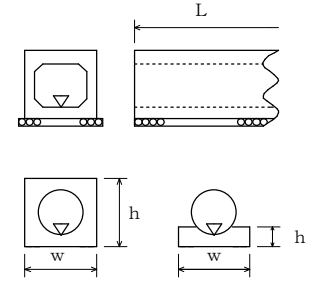
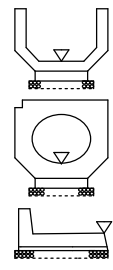
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ ▽	± 3
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0 ～ - 2
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高 さ 据 付 け 高 さ	± 3
						車線方向各点誤差 の相対差	3
						表 面 の 凹 凸	3
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2
						歯咬み合い部の 縦方向間隔W ₁	± 2
						歯咬み合い部の 横方向間隔W ₂	± 5
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0 ～ - 2
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ～ + 3

測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 mm
高さについては車道端部及び中央部の 3 点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方 向）に 3 m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下。	 据付け高:「A」と「A」の設計値」との差分 仕上げ高:後打ちコンが有る場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンが無い場合「A」と「C」の差分	
高さについては車道端部、中央部に おいて橋軸方向に各 3 点計 9 点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方 向）に 3 m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下。 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3 点。	 歯型板面の歯咬み あい部の高低差:咬 みあい部中心 A、B 点の差	
高さについては車道端部及び中央部の 3 点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方 向）に 3 m の直線定規で測って凹凸が 3 mm 以下。	 舗装面	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ▽		±500
						法 長 ℓ		－200
						延 長 L		－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ		－100
						厚 さ t		－0.2 t
						延 長 L		－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≧ 3 m	－100
						厚 さ t		－50

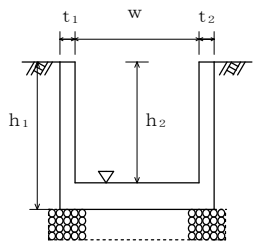
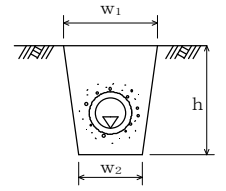
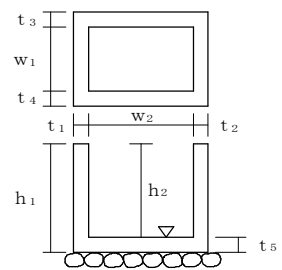
測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 mm
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h	−100
						延 長 L_1, L_2	−200
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ▽	±30
						※幅 w	−50
						※高 さ h	−30
						延 長 L	−200
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	−200

測 定 基 準	測 定 箇 所	構 造 要 求 mm
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎 		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 箇所／1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 		

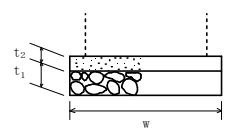
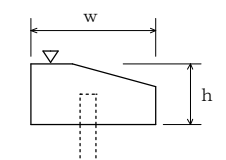
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200
3	2	3	30		集水桝工	基 準 高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 箇所毎 ※は、現場打部分のある場合。 厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

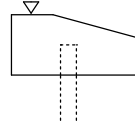
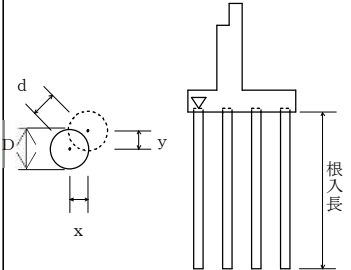
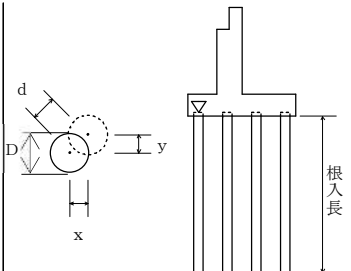
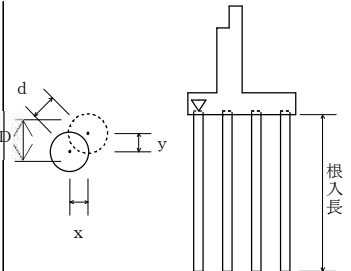
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a . ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b . 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c . 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20 % 以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上
						厚さ t ₁ , t ₂	－30
						延 長 L	各構造物の規格値による
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30
						幅 w	－30
						高 さ h	－30
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500 m²とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200 m²に満たない場合は、10 m²ごとに1点とする。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

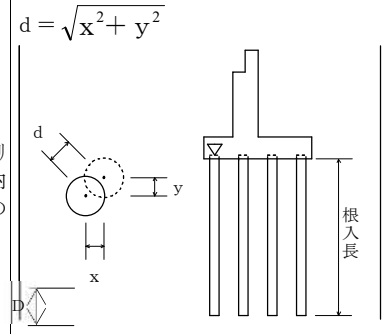
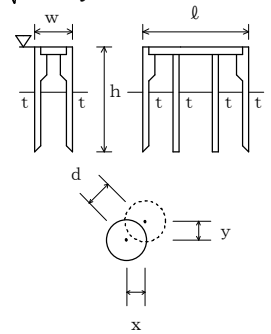
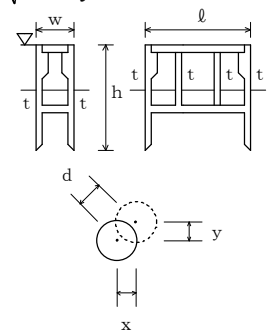
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ∇	±30
						延 長 L	−200
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D／4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1／100 以内
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント 杭）	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D／4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1／100 以内
						杭 径 D	設計値以上
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	100 以内
						傾 斜	1／100 以内
						杭 径 D	{設計径（公称 径）−30} 以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

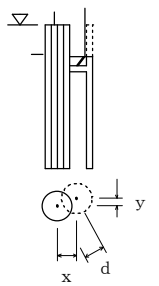
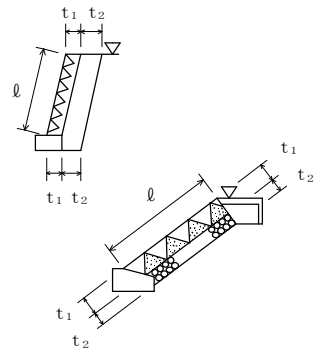
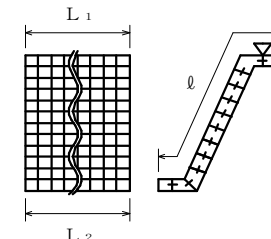
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1/50 以内
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	－50
						ケーソンの幅 w	－50
						ケーソンの高さ h	－100
						ケーソンの壁厚 t	－20
						偏 心 量 d	300 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	－50
						ケーソンの幅 w	－50
						ケーソンの高さ h	－100
						ケーソンの壁厚 t	－20
						偏 心 量 d	300 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライアープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

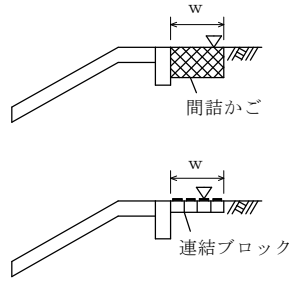
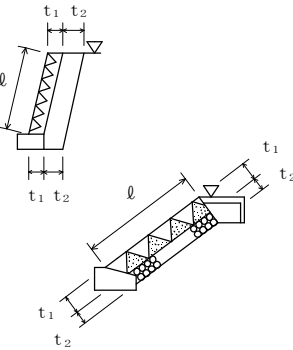
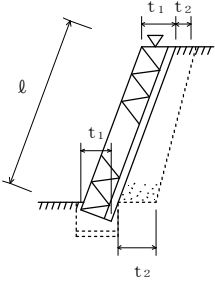
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300 以内	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 3 m	−50
							ℓ ≥ 3 m	−100
						厚さ (ブロック積・張) t ₁		−50
						厚さ(裏込) t ₂		−50
						延 長 L		−200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	−100	
						延長 L ₁ , L ₂		−200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w		－100
						延 長 L		－200
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚さ（ブロック） t ₁		－50
						厚さ（裏込） t ₂		－50
						延 長 L		－200
3	2	5	5		石積（張）工	基 準 高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚さ（石積・張） t ₁		－50
						厚さ（裏込） t ₂		－50
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	－20～+50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
標準重ね幅 100 mmに対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$) * 面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000 m ² 以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t 以上3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値($\bar{X}_{10}$)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－54	－63	－ 8	－10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安 定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割でコア- を採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず、 延長 80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000 m ² 以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が500t 以上3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X_{10})について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－36	－45	－ 5	－ 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m 以下の間隔で測定することが できる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上ある いは使用する基層および表層用混合物 の総使用量が、3,000 t 以上の場合が 該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当するものを いう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の総 使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X10) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3 m ² プロファイルメー タ (σ) 2.4mm 以 下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以 下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、 厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事及び1 箇所の延長が 100m以下の工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	- 2	- 3
						平 坦 性	—		3 m ² ロファイルメータ (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事及び1箇所の延長が100m以下の工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15
						厚さある いは標高 較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合は 測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	- 8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80 m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 安 定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 安 定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-54	-63	- 8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、1,000 m ² に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－36	－45	－ 5	－ 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間 隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20	－25	－ 3	－ 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) * 面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3 m ² ロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² 毎に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 80m 以下の 間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事及び 1 箇所の延長が 100 m 以下の工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－17	－20	－2	－3
						平 坦 性	—		3 m ² フィルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	－45	－45	－15	－15
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事及び1箇所の延長が100m 以下の工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15
						厚さある いは標高 較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－54	－63	－ 8	－10
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安 定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	－10
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m毎に1箇所割とし、厚さは、1,000 ㎡毎に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－54	－63	－ 8	－10
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/n² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に 1 個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－36	－45	－ 5	－ 7
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	－ 4
						幅	－25	－25	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) * 面管理の場合は 測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20	－25	－ 3	－ 4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/n²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均	
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚	さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—	
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下		

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² 毎に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 80m以下の間 隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事及び 1 箇所の延長が 100m 以 下の工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均 (X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-17	-20	- 2	- 3
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事及び1箇所の延長が100m以下の工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模 以上	小規模 以下	
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10
							t ≥ 15cm	－45	－15
						幅	－100		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は片側延長 40m毎に 1 箇所の割 で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長 80m以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模 以上	小規模 以下	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15
						厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模 以上	小規模 以下	
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－9		－3
						幅	－25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均
							中規模 以上	小規模 以下	
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20		-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	－ 7
						幅	－50	－50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－36	－45	－ 5	－ 7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以 下
3	2	6	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—
3	2	6	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－20	－25	－3	－4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m以下の間隔 で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－ 7	－ 9	－ 2	－ 3
						幅	－25	－25	—	—
						平 坦 性	—		3 m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² 毎に 1 個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 80m以下の間 隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」に基づき出来形管理を実 施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事及び 1 箇所の延長が 100m以 下の工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) * 面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-17	-20	- 2	- 3
						平 坦 性	—		3 mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 4\text{ mm}$ が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は $1\text{ 点}/\text{m}^2$ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が $3,000\text{ t}$ 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事及び1箇所の延長が 100 m 以下の工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	—45		—15	
						幅	—50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さある いは標高 較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－50		－	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－55	－66	－ 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－50		—	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m以下の間隔で測定することがで きる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－55	－66	－ 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	
						幅	－25		－	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－20	－27	－ 3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規 格 値			
								個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均	
								中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚	さ	－10	－3.5		
						幅	－25	－			
						平 坦 性	－	コンクリートの 硬化、3mプロフ ィルメータ ーにより機械舗 設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下			
						目地段差	± 2				

單位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水系又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（$\bar{X}_{10}$）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-22		-3.5	
						平 坦 性	—		コンクリートの 硬化、後3mプロ フィルメータ ーにより機械舗 設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下	
						目地段差	± 2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場 合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	—45		—15	
						幅	—50		—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 —15	+50 —15
						厚 さある いは標 高 較差	±90	±90	+40 —15	+50 —15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－ 50		－	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－ 55	－ 66	－ 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	
1. 3 次元データによる出来形管理に おいて「3 次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m以下の間隔で測定することがで きる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	－55	－66	－ 8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点／㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X_{10}) *面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	
						幅	－25		—	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長 80m以下の間隔で測定することがで きる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-20	-27	- 3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$) *面管理の場合 は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さある いは標高 較差	-32		-4.5	
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下	
						目地段差	± 2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 ($\bar{X}_{10}$) * 面管理の場 合は測定値の平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	—45		—15	
						幅	—50		—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	— 8	
						幅	—50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の 平均 (X ₁₀) * 面管理の場合 は測定値の平均	
									中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－ 8	
						幅	－50		—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5	
						幅	－50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領 (案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X_{10}) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－ 9	－12	－ 3	
						幅	－25		－	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	－	
						厚さ	－45		－15	
						幅	－50		－	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案）」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘 り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測 定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10 個の測定値の平 均値 (X_{10}) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	
						幅	－50		—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	
						幅	－50		—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘 り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測定値の平均 値 (X_{10}) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測定値の平均 値 (X_{10}) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	

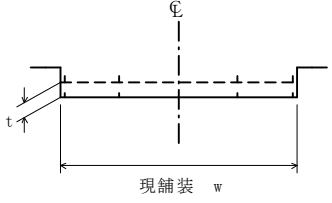
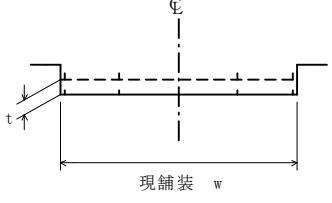
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値 の平均(X ₁₀) * 面管理の場 合は測定値の 平均	
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	
						幅	－50		－	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	
						幅	－25		－	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測定値の平均 値 (X_{10}) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m ² に 1 個の割でコアー を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積 が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が 500 t 未 満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測定値の平均 値 (X_{10}) について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	

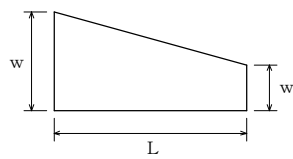
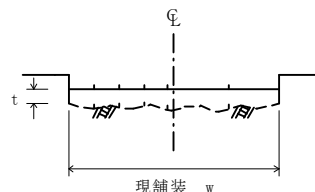
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	－7	－2
						幅 w	－25	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚 さ t のみ	厚さ t (標高較差)	－17 (17) 面管理とし て緩和)	－2 (2)
						幅 w	－25	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
厚さは 40m 毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2 箇所／1 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1. 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路 盤 工	幅 w	－50
							延長 L	－100
							厚さ t	該当工種
						舗 設 工	幅 w	－25
							延長 L	－100
							厚さ t	該当工種
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	－ 9	
						幅 w	－25	
						延 長 L	－100	
						平 坦 性	—	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (σ)1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各層毎 1 箇所／1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、延長 80m未満の場合は、2 箇所／1 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

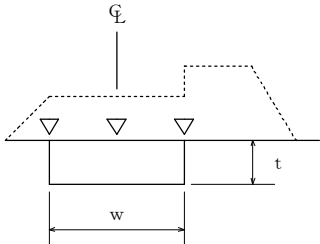
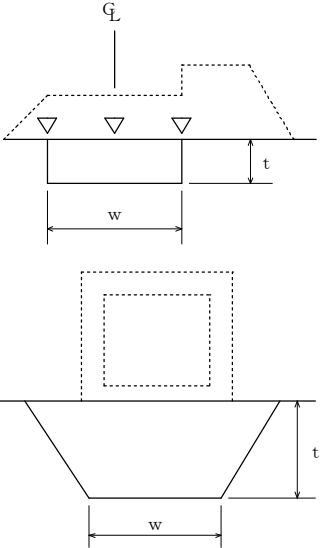
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3
						平 坦 性	—	3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		

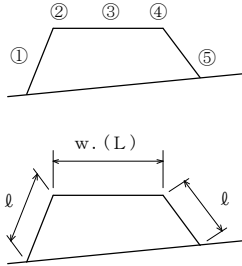
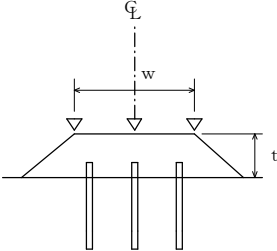
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50
						施工厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50
						置換厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長 40m毎に 1 箇所割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		

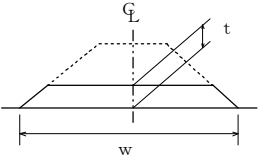
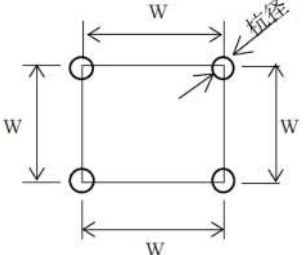
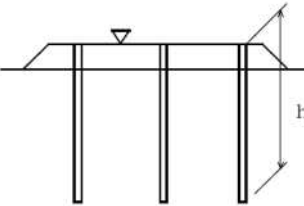
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認（実測は不要）		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		

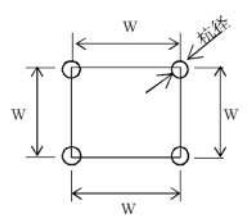
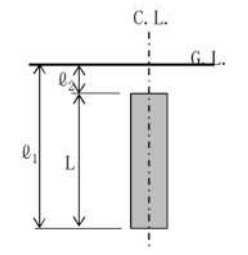
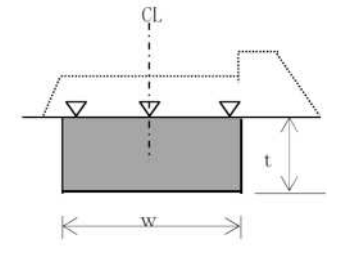
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50
						幅 w	－100
						延 長 L	－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
			8		締固め改良工 (サンドコンパクション ンパイル工)	サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションパ イルの砂投入量	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
100 本に1箇所。 100 本以下は2箇所測定。 1 箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	  ※余長は、適用除外	
全本数		
全本数 計器管理にかえることができる。		

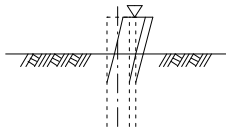
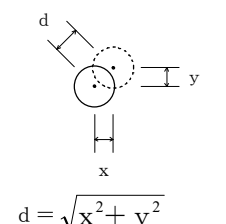
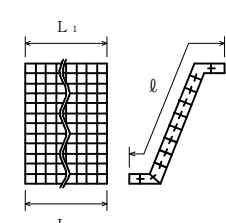
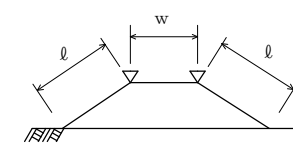
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50
						位 置 ・ 間 隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 L	設計値以上
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 固結工 (スラリー攪拌工) 編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上
						位 置	D/8 以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理工)	基 準 高 ▽	設計値以上
						施工厚さ t	設計値以上
						幅 w	設計値以上
						延 長 L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。 1 箇所に 4 本測定。 全本数 $L = \varnothing_1 - \varnothing_2$ $\varnothing_1$は改良体先端深度 $\varnothing_2$は改良体天端深度		
杭芯位置管理表により基準高を確認		
全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要) 工事毎に 1 回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
1,000m³～4,000m³ につき 1 箇所、又は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。 1,000m³ 以下、又は施工延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認 (実測は不要)。		

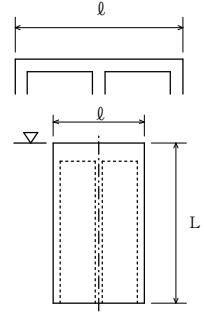
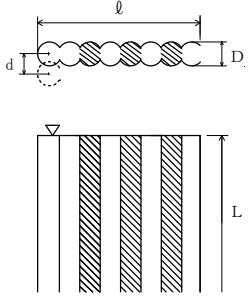
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100
						根 入 長	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100
						延長 L ₁ L ₂	－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	－50
						天 端 幅 w	－100
						法 長 ℓ	－100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは、 1 施工箇所につき 2 箇所。		
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 50mにつき 1 箇所。 延長 50m以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50
						連壁の長さ ℓ	-50
						変 位	300
						壁 体 長 L	-200
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ∇	± 50
						連壁の長さ ℓ	-50
						変 位 d	$D/4$ 以内
						壁 体 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 50mにつき 1 箇所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。		
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 箇所。 延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき 1 箇所。 延長 20m（又は 25m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		D：杭径

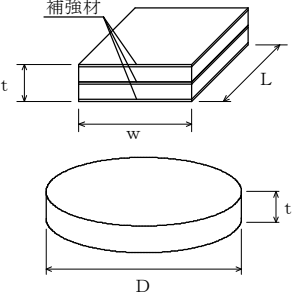
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+ 2 － 0				
							ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ						
							≦1, 000mm	1 以下					
							ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ						
							>1, 000mm	1.5 以下					
						アンカー加工孔	≦100mm		+ 3 － 1				
							>100mm		+ 4 － 2				
							孔の中心距離※1		IS B 0403-1995 CT13				
						センターボス	ボスの直径		+ 0 － 1				
							ボスの高さ		+ 1 － 0				
					ボス※5	ボスの直径		+ 0 － 1					
						ボスの高さ		+ 1 － 1					
					次頁に続く								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		

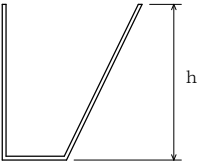
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸 直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13		
						全 移 動 量 ℓ ※ 4	ℓ ≤ 300mm	± 2		
							ℓ > 300mm	± ℓ / 100		
						組 立 高 さ H	コ ン ク リ ー ト 構 造 用	上、下面加工仕上げ		± 3
								H ≤ 300mm	± 3	
								H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下 切り捨て	
						普 通 寸 法	鋳放し長さ寸法 ※ 2)、※ 3)		JIS B 0403-1995 CT14	
							鋳放し肉厚寸法 ※ 2)		JIS B 0403-1995 CT15	
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級	
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B 級	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	w, L, D ≤ 500	0 ～ + 5		
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0 ～ + 1 %		
							1500 < w, L, D	0 ～ +15		
						厚 さ t	t ≤ 20mm		± 0.5	
							20 < t ≤ 160		± 2.5%	
							160 < t		± 4	
						相 対 誤 差	w, L, D ≤ 1, 000mm		1	
							1, 000mm < w, L, D		(w, L, D) / 1, 000	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		

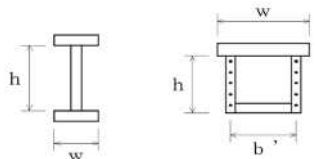
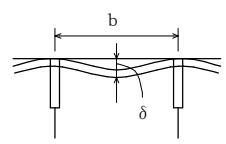
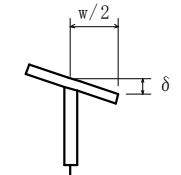
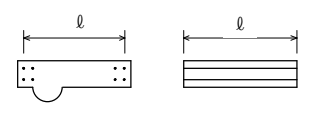
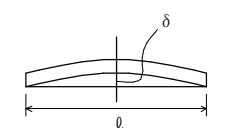
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 共 通 的 工 種	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

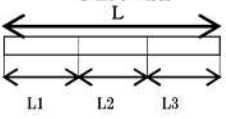
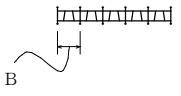
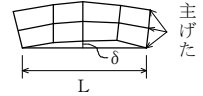
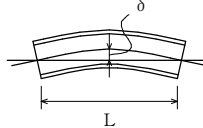
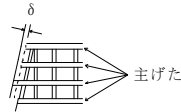
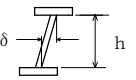
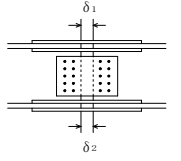
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)		$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$	
						部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h / 250$
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$
							フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots$ $\ell > 10$
								トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots$ $\ell > 10$
圧縮材の曲がり δ (mm)		$\ell / 1,000$							

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		 I 型鋼桁 トラス弦材	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
—			
—			

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ ，フランジの直角度 δ ，圧縮材の曲り δ 」の規格値の h ， b ， w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

単位：mm

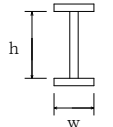
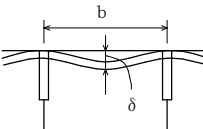
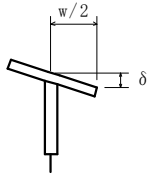
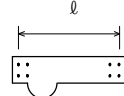
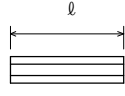
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮 組 立 精 度	全長 L (m) 支間長 L n (m)	± (10+L/10) ± (10+L n /10)
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	± 4 … B ≤ 2 ± (3+B/2) …B> 2
							主構の組立高さ h (m)	± 5 … h ≤ 5 ± (2. 5+h/2) …h> 5
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5… L ≤ 100 25… L > 100
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5 ～ + 5… L ≤ 20 -5 ～ +10… 20 < L ≤ 40 -5 ～ +15… 40 < L ≤ 80 -5 ～ +25… 80 < L ≤ 200
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1, 000
							現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	± 5

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数測定。		単径間の場合  多径間の場合 	
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
各主桁について 10 ~ 12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			

※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

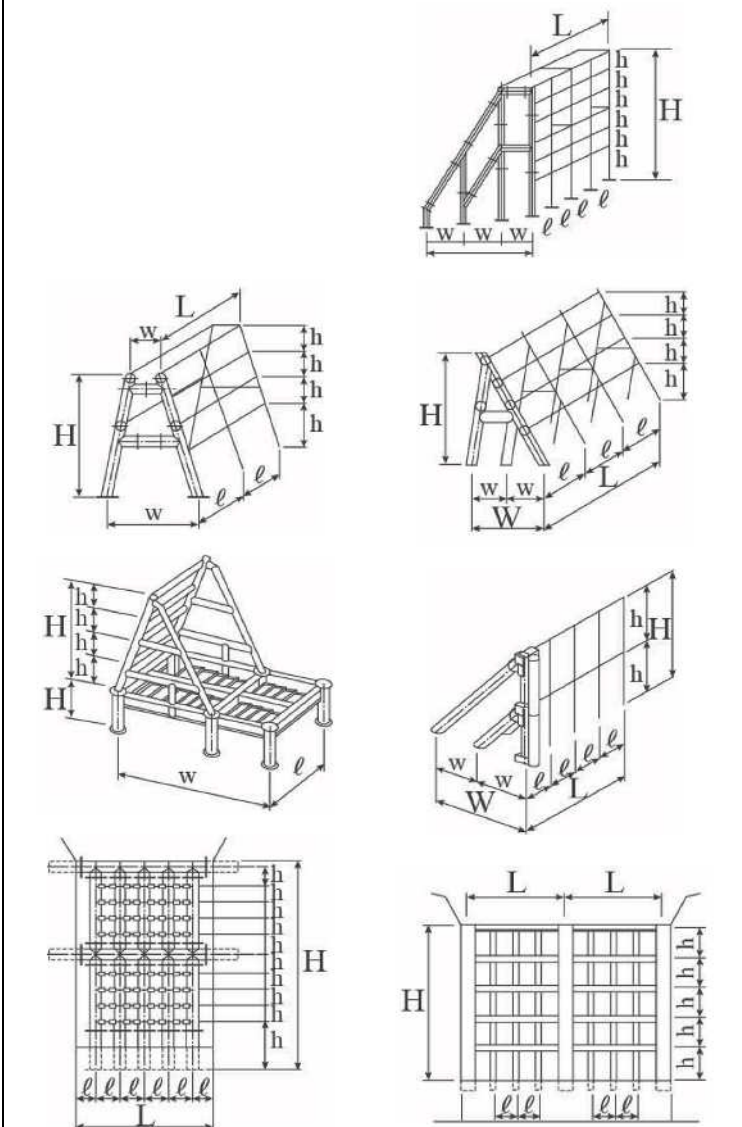
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	工 場 製 作 工 共 通	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$
						腹板高 h (m)	$\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $\cdots 2.0 < w$
						板の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁等の部材の 腹板 $h/250$
						箱桁等のフランジ 鋼床版のデッキ プレート	$b/150$
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$
部 材 精 度						部 材 長 ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots$ $\ell > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼げた	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h ：腹板高 (mm) b ：腹板又はリブの間隔 (mm) w ：フランジ幅 (mm)	 	
主要部材全数を測定。	 	

※規格値の w に代入する数値は mm 単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

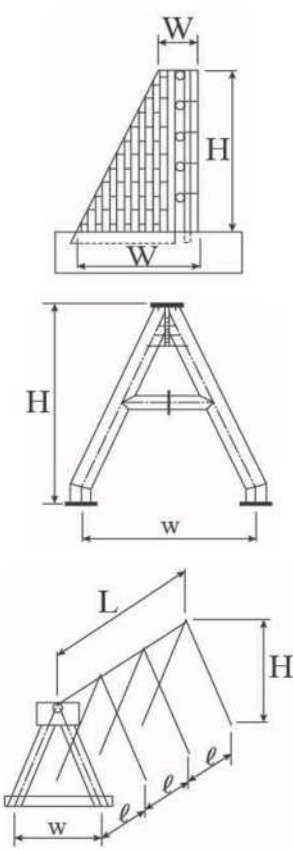
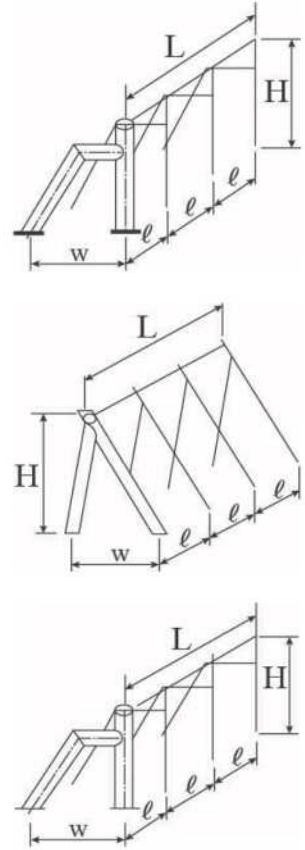
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工（仮組立時）	部 材 の 水 平 度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本 体 の 傾 き	±H／500

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定		
		

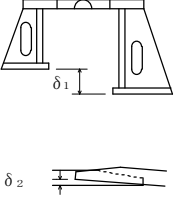
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))		
土木工事共通編	一般施工	工場製作工 共通					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		

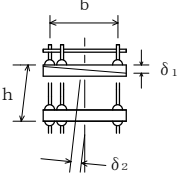
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 w (m)	0～+30
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4
							フィンガーの食い 違い δ_2 (mm)	± 2
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端部及び中央部付近を測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

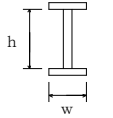
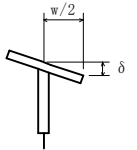
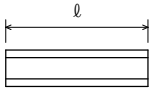
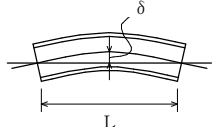
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部 材 長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$
							高 さ h (mm)	± 5

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
軸心上全数測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
					仮組立時	主桁のそり	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		
各主桁について 10～12m間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

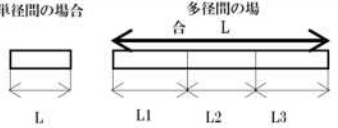
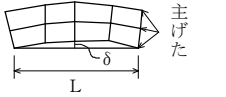
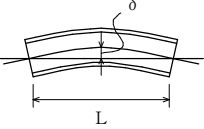
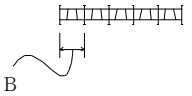
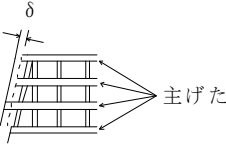
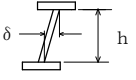
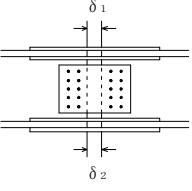
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の 平均値は、目標塗 膜厚合計値の90% 以上。 b. 測定値の最小値 は、目標塗膜厚合 計値の70%以上。 c. 測定値の分布の 標準偏差は、目標 塗膜厚合計値の 20%以下。ただ し、測定値の平均 値が目標塗膜厚合 計値より大きい場 合はこの限りでは ない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
外面塗装では、無機ジンクリッチペイ ントの塗付後と上塗り終了時に測定 し、内面塗装では内面塗装終了時に測 定。 1 ロットの大きさは、500 m ² とする。 1 ロット当たり測定数は 25 点とし、 各点の測定は 5 回行い、その平均値を その点の測定値とする。ただし、1 ロ ットの面積が 200 m ² に満たない場合は 10 m ² ごとに 1 点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2	一般 施 工	13	橋 梁 架 設 工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 L n (m)	$\pm (20 + L / 5)$ $\pm (20 + L n / 5)$
						通 り δ (mm)	$\pm (10 + 2L / 5)$
						そ り δ (mm)	$\pm (25 + L / 2)$
						※主桁、主構の 中心間距離 B(m)	$\pm 4 \cdots \cdots$ $B \leq 2$ $\pm (3 + B / 2) \cdots \cdots$ $B > 2$
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	± 10
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	$3 + h / 1,000$
						※現場継手部 のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
L：主桁・主構の支間長(m)		
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、隙間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)		
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—
						桁の中心間距離		—
						そ り		—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	—200
							ℓ ≥ 5 m	法長の－4%
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	—100
							ℓ ≥ 5 m	法長の－2%
						延 長 L		—200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 1 施工箇所毎。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

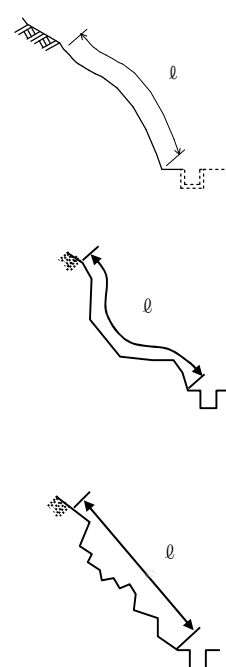
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5 \text{ m}$	-200
							$\ell \geq 5 \text{ m}$	法長の-4%
						厚さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上 とし、平均厚は設計厚以上。	
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工面積 200㎡につき1箇所、面積 200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
1施工箇所毎。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

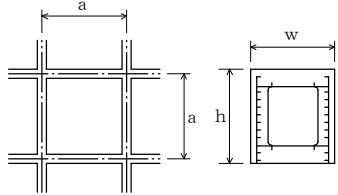
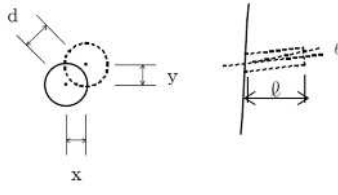
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚 さ t	t < 5 cm	－10
							t ≥ 5 cm	－20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上	
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 200 m ² につき 1 箇所以上、200 m ² 以下は 2 箇所をせん孔により測定。		
1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する 出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

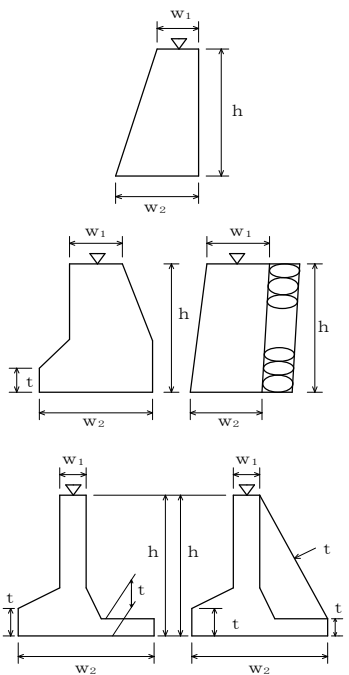
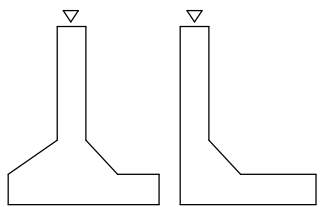
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅 w		-30
						高 さ h		-30
						枠 中 心 間 隔 a		± 100
						延 長 L		-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長 L		-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上
						配置誤差 d		100
						せん孔方向 θ		± 2.5 度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。 枠延延長 100mにつき 1 箇所、枠延延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。 1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		曲線部は設計図書による
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

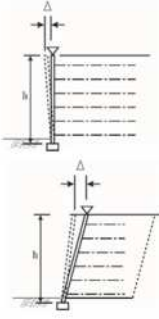
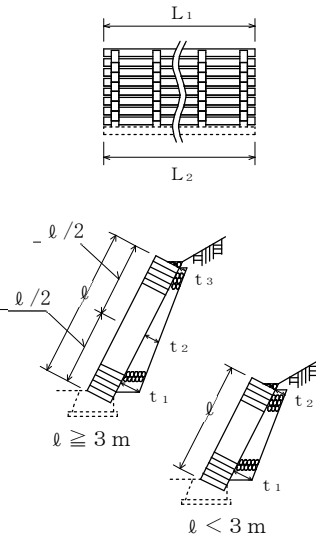
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50
						厚 さ t		－20
						裏 込 厚 さ		－50
						幅 w ₁ , w ₂		－30
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L		－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

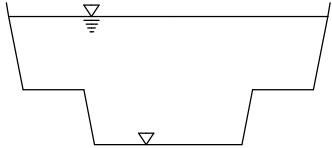
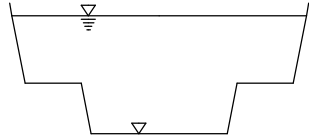
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 共 通 的 工 種	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300 以内
						控 え 長 さ (補強材の設計長)		設計値以上
						延 長 L		－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		－50
						延 長 L ₁ , L ₂		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1箇所、延長 40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1箇所、延長 40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎		

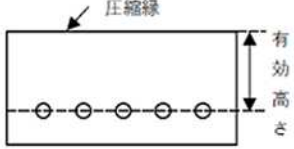
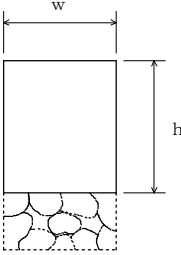
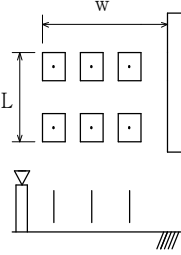
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電 気 船	200ps	－800～＋200	
								500ps	－1,000～＋200	
								1,000ps	－1,200～＋200	
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	－800～＋200	
								420ps 600ps	－1,000～＋200	
								1350ps	－1,200～＋200	
						幅			－200	
						延 長			－200	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽		＋200 以下		
						幅		－200		
						延 長		－200		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	
						標 高 較 差		0 以下	＋400 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100 mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。		

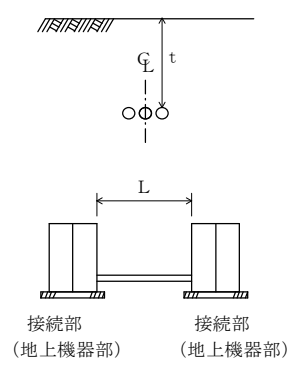
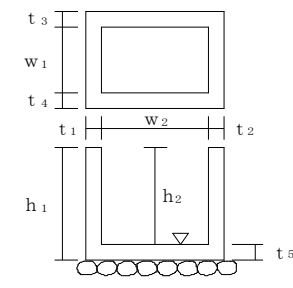
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20
						幅 w	0～+30
						厚 さ t	－10～+20
						鉄筋のかぶり	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	±10
						鉄 筋 間 隔	±20
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	7 法 覆 護 岸 工	4		護岸付属物工	幅 w	－30
						高 さ h	－30
6 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	10 水 制 工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50
						幅 w	±300
						方 向	±7°
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m²に 1 箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。） 1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。 1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。 1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。	 The diagram shows a rectangular cross-section of a concrete slab. A horizontal dashed line represents the reinforcement bars. An arrow points to the top edge, labeled '圧縮線' (Compression line). A vertical double-headed arrow on the right indicates the '有効高さ' (Effective height).	
「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 The diagram shows a rectangular plan view of a slab. The width is labeled 'w' and the height is labeled 'h'. The bottom edge shows a cross-hatched pattern representing the ground or a base layer.	
1 組毎	 The diagram shows a rectangular plan view of a slab with a grid of reinforcement bars. The width is labeled 'w' and the length is labeled 'L'. A vertical double-headed arrow on the right indicates the height. A small triangle at the bottom left corner indicates a specific point or feature.	

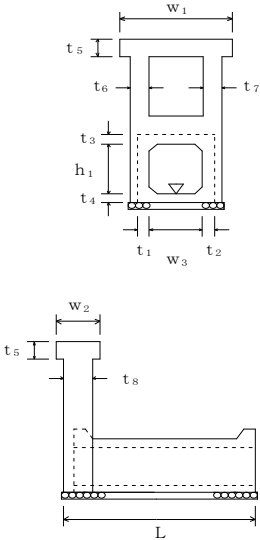
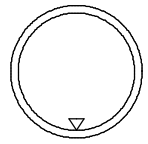
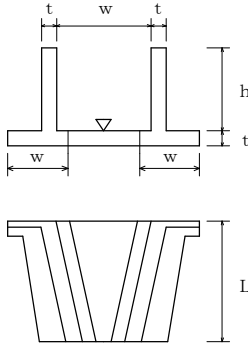
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50
						延 長 L	-200
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20
						※幅 w ₁ , w ₂	-30
						※高さ h ₁ , h ₂	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		

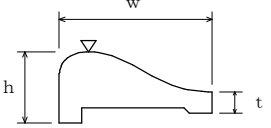
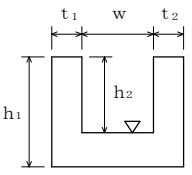
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	−20
						幅 w_1, w_2	−30
						内空幅 w_3	−30
						内空高 h_1	±30
						延 長 L	−200
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	−200
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	−20
						幅 w	−30
						高 さ h	±30
						延 長 L	−50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
図面の寸法表示箇所にて測定。		

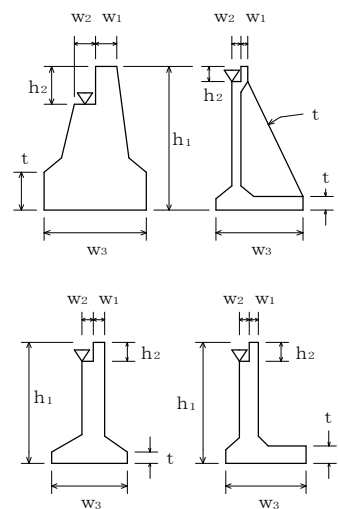
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	5 堰	6 可動 堰本 体工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	5 堰	7 固定 堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						堰長 L	L < 20m －50 L ≥ 20m －100
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ▽	±30
						厚さ t ₁ , t ₂	－20
						幅 w	－30
						高さ h ₁ , h ₂	－30
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

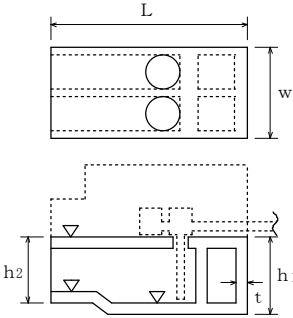
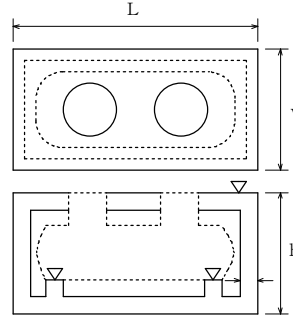
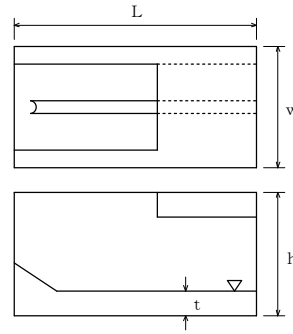
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 ℓ_1	-50
						敷 長 ℓ_2	-50
						胸壁間距離 ℓ	± 30
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		

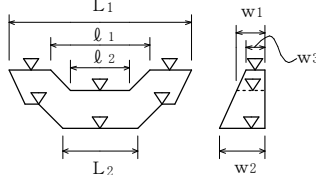
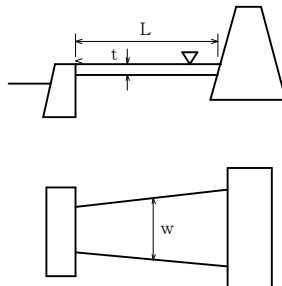
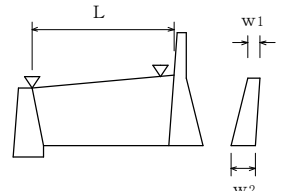
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高さ h ₁ , h ₂	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						幅 w	－30
						高 さ h	±30
						延 長 L	－50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		

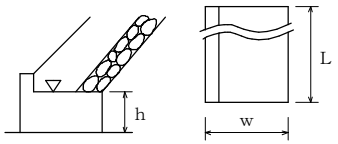
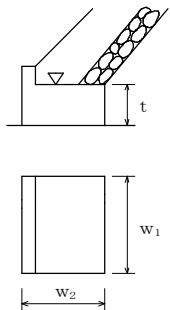
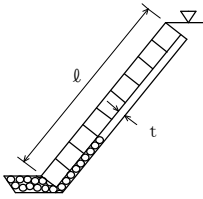
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30
						天 端 幅 w_1, w_3	-30
						堤 幅 w_2	-30
						堤 長 L_1, L_2	-100
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-30
						幅 w	-100
						延 長 L	-100
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30
						天 端 幅 w_1	-30
						堤 幅 w_2	-30
						長 さ L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面に表示してある箇所にて測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w		－30
						高 さ h		－30
						延 長 L		－200
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50
						ブロック厚 t		－20
						ブロック縦幅w ₁		－20
						ブロック横幅w ₂		－20
						延 長 L		－200
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	－100
							ℓ ≧ 5 m	ℓ × (－2%)
						厚 さ t		－50
						延 長 L		－200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割合で測定。 基準高、延長は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

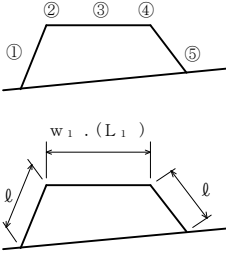
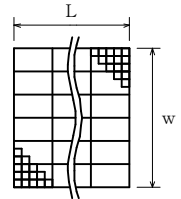
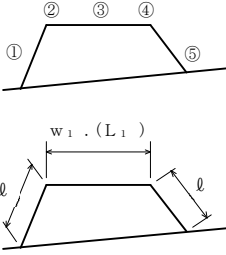
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m	－50
							ℓ ≥ 3 m	－100
						厚 さ t	t < 100	－20
							t ≥ 100	－30
						裏 込 材 厚 t'	－50	
						延 長 L	－200	
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w	－50	
						厚 さ t	－10	
						基 礎 厚 t'	－45	
						延 長 L	－200	
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w ₁ , w ₂	－30	
						高さ h < 3 m h ₁ , h ₂ , h ₃	－50	
						高さ h ≥ 3 m h ₁ , h ₂ , h ₃	－100	
						延 長 L	－200	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

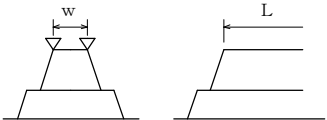
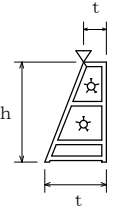
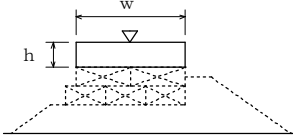
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基 本 均 し	±50
						表 面 均 し	±100
						荒 均 し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						被 覆 均 し 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ	－100
						天 端 幅 w_1	－100
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	－300
						延 長 L	－500
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基 準 高 ▽ 異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ	－100
						天 端 幅 w_1	－100
						天 端 延 長 L_1	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

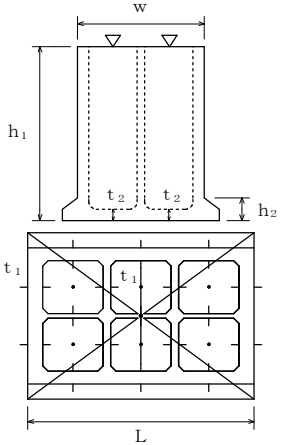
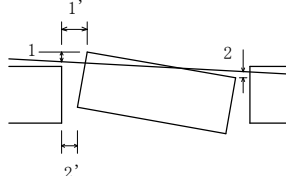
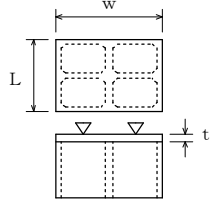
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブロック 規格 26 t 未満	±300
							(層積) ブロック 規格 26 t 以上	±500
							(乱 積)	±ブロックの 高さの 1 / 2
						天 端 幅 w		ーブロックの 高さの 1 / 2
						天 端 延 長 L		ーブロックの 高さの 1 / 2
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	9		石枠工	基 準 高 ▽		±50
						厚 さ t		－50
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L		－200
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w		－30
						高 さ h		－30
						延 長 L		－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。延長は、センターラインで行う。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

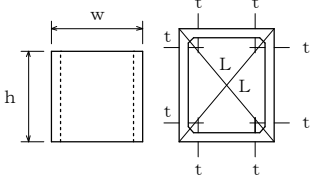
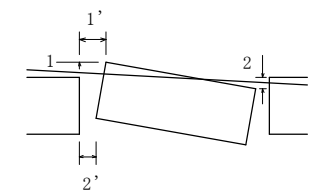
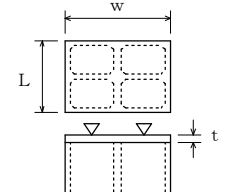
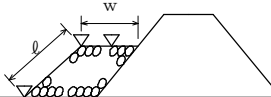
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕 石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 t_1		±10
						幅 w		+30, -10
						高 さ h_1		+30, -10
						長 さ L		+30, -10
						底版厚さ t_2		+30, -10
						フーチング高さ h_2		+30, -10
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2,000 t 未満 ±100	
							ケーソン重量 2,000 t 以上 ±150	
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2,000 t 未満 100 以下	
							ケーソン重量 2,000 t 以上 200 以下	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各室中央部 1 箇所		
底版完成時、各壁 1 箇所		
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
完成時、四隅		
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
底版完成時、各室中央部 1 箇所		
底版完成時、四隅		
据付完了後、両端 2 箇所		
据付完了後、天端 2 箇所		
1 室につき 1 箇所 (中心)		

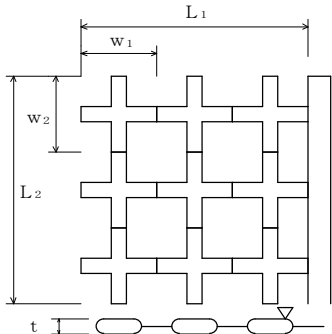
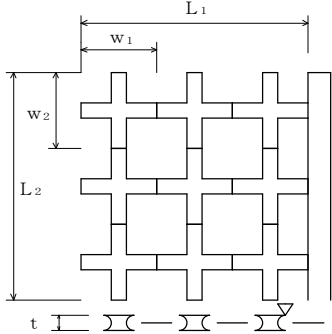
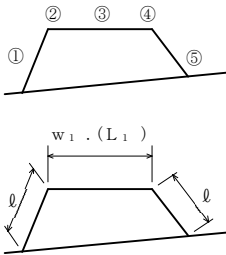
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10
						幅 w		+20, -10
						高 さ h		+20, -10
						長 さ L		+20, -10
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'		50 以下
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高 さ	±300
						法 長 ℓ		-100
						天 端 幅 w		-100
						天 端 延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック 1 個に 2 箇所（各段毎）		
1 室につき 1 箇所（中心）		
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

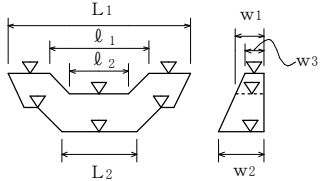
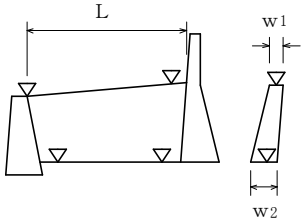
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	
							乱 積	± t / 2	
						厚 さ t		－20	
						幅 w ₁ w ₂	層 積	－20	
							乱 積	－ t / 2	
						延長 L ₁ L ₂	層 積	－200	
乱 積	－ t / 2								
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±300	
							乱 積	± t / 2	
						厚 さ t		－20	
						幅 w ₁ , w ₂		－20	
						延長 L ₁ , L ₂		－200	
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準 高▽	本 均 し		±50
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		－100	
						天 端 幅 w ₁		－100	
						天 端 延 長 L ₁		－200	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。		
施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

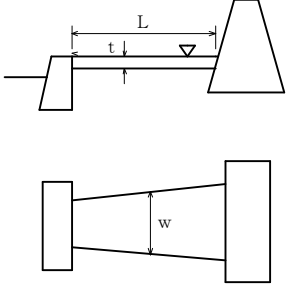
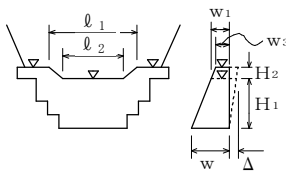
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2	-30
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50
						堤 長 L_1, L_2	-100
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-30
						長 さ L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		

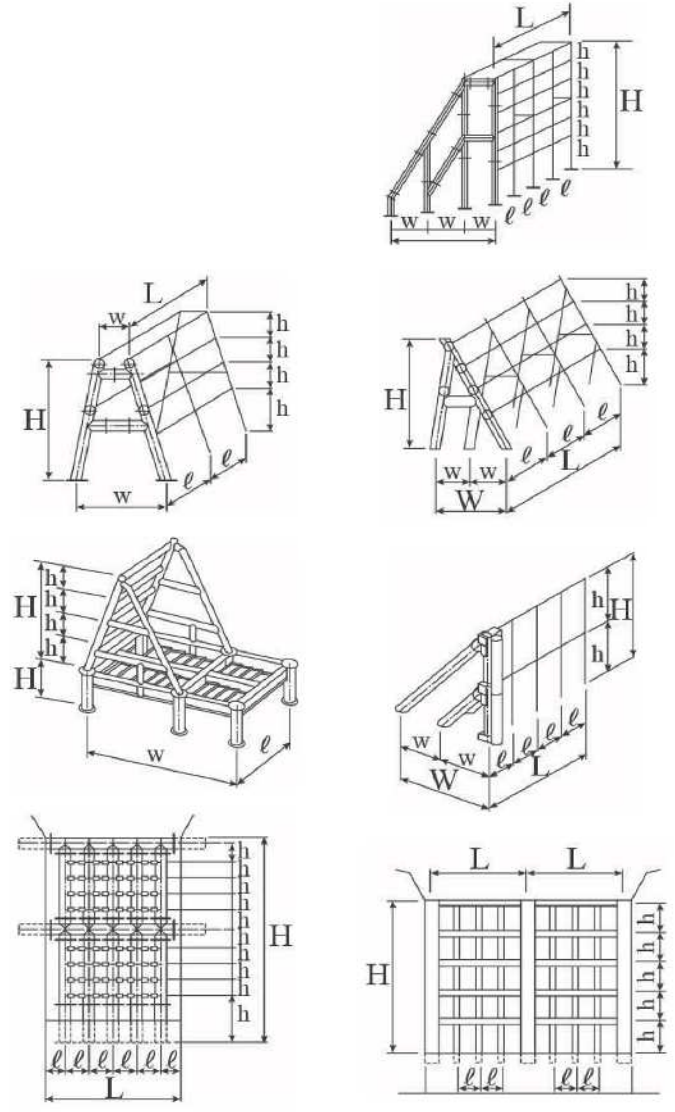
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30
						幅 w		－100
						厚 さ t		－30
						延 長 L		－100
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽	±50
							長 さ ℓ_1, ℓ_2	±100
							幅 w_1, w_3	±50
							下流側倒れ Δ	±0.02H ₁
						袖 部	袖 高 ▽	±50
							幅 w_2	±50
							下流側倒れ Δ	±0.02H ₂

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		

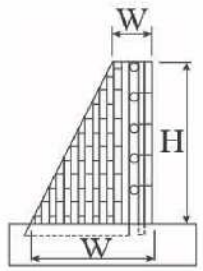
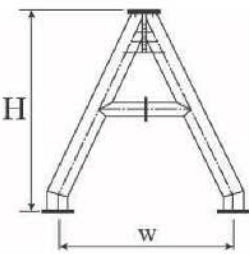
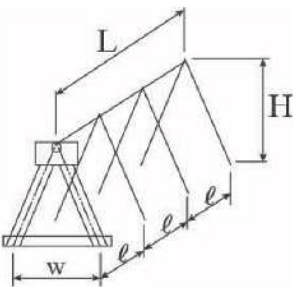
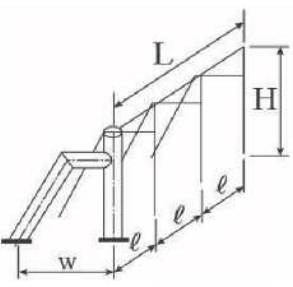
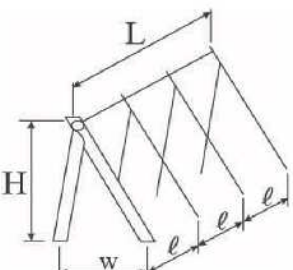
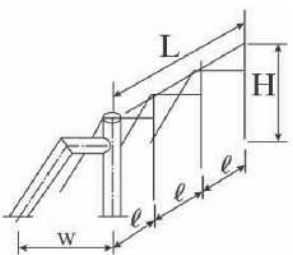
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤 長 L	±50
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						高 さ h	±10
					次頁に続く		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定		
		

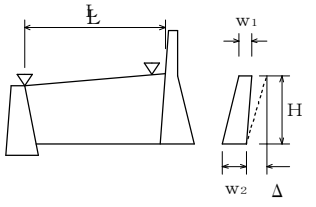
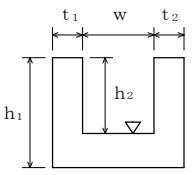
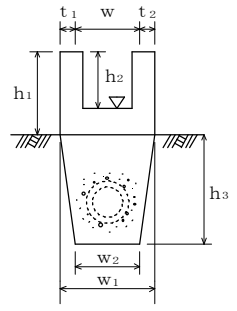
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)		
砂 防 編	砂 防 堰 堤	鋼 製 堰 堤 工					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
  	  	

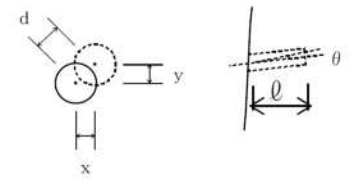
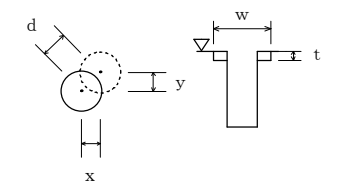
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	
						長 さ L	± 100	
						幅 w_1, w_2	± 50	
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$	
						高さ h	$h < 3 \text{ m}$	-50
							$h \geq 3 \text{ m}$	-100
8 砂 防 編	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w	-30	
						高 さ h_1, h_2	-30	
						厚 さ t_1, t_2	-20	
						延 長 L	-200	
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚さ t_1, t_2	-20	
						幅 w	-30	
						幅 w_1, w_2	-50	
						高さ h_1, h_2	-30	
						深 さ h_3	-30	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ ℓ	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	±2.5 度
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	－100
						巻 立 て 幅 w	－50
						巻立て厚さ t	－30
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50
						偏 心 量 d	D／4 以内 かつ 100 以内

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		

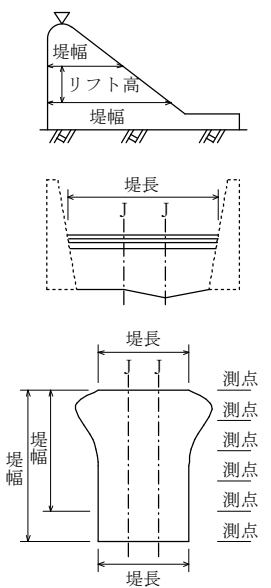
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20
						天 端 幅	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	-30, +50
						堤 長	-100
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						幅	±40
						長 さ	-100, +60

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		

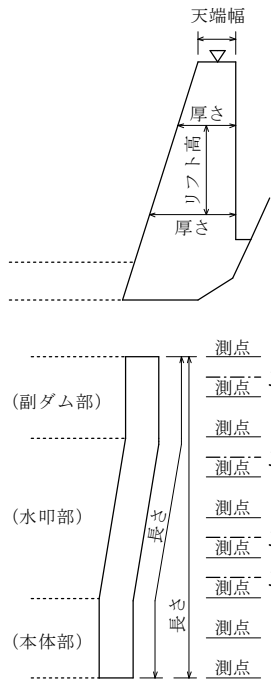
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	-30, +50
						堤 長	±40

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 J：ジョイント	

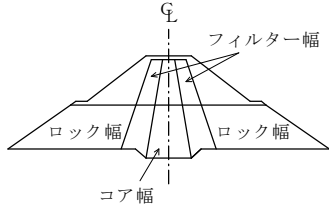
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30
						ジョイント間隔	±20
						リ フ ト 高	±50
						長 さ	±100
						厚 さ	±20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	 J：ジョイント	

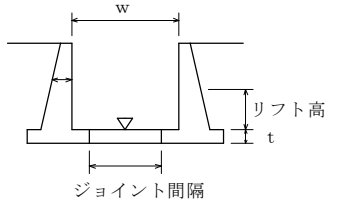
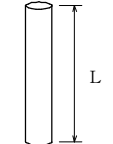
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上
						外 側 境 界 線	－ 0，＋ 500
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	－ 0
						外 側 境 界 線	－ 0，＋ 1,000
						盛 立 幅	－ 0，＋ 1,000
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	－ 100
						外 側 境 界 線	－ 0，＋ 2,000

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5 m毎に測定。		

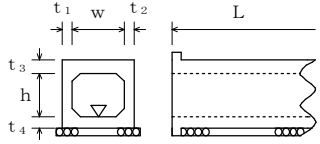
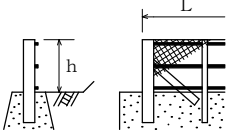
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						厚 さ t	±20
						幅 w	±40
						リ フ ト 高 さ	±20
						長 さ L	±100
9 ダム 編	3 基礎 グラウチング	3 ボー リング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上
						配 置 誤 差	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1 回／1 施工箇所。		
ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で 行うカーテングラウトに適用する。		

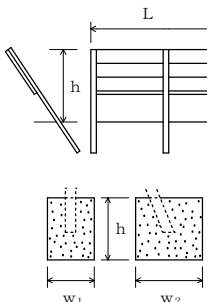
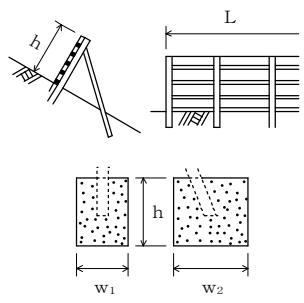
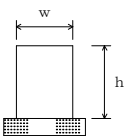
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20
						幅 (内法) w		-30
						高 さ h		± 30
						延長 L	$L < 20\text{m}$	-50
							$L \geq 20\text{m}$	-100
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200
						延 長 L		-200
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

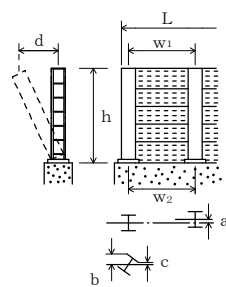
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30
						延 長 L	－200
						基 礎	
						幅 w ₁ , w ₂	－30
						高 さ h	－30
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30
						延 長 L	－200
						基 礎	
						幅 w ₁ , w ₂	－30
						高 さ h	－30
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	打 込 み ℓ	－10%
						埋 込 み ℓ	－5%
						幅 w	－30
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	高 さ h	－30
						延 長 L	－200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。 基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎 全数		
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w ₁ , w ₂		± 15	
							ず れ a		10	
							ねじれ b - c		5	
							倒 れ d		h × 0.5%	
						高 さ h		+ 30, - 20		
						延 長 L		- 200		
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高 ▽		±50	— — 10	
										厚 さ
						t ≥ 15 cm	- 45	- 15		
						幅		- 100		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 5 スパンにつき 1 箇所		
1 施工箇所毎		
基準高は片側延長 40m毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所測定。 ※両端部 2 点で測定する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

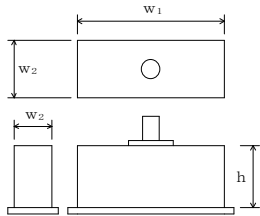
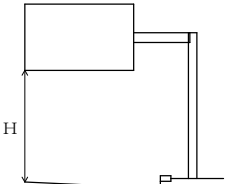
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	－ 9		－ 3
						幅	－25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所コアを採取して測定。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

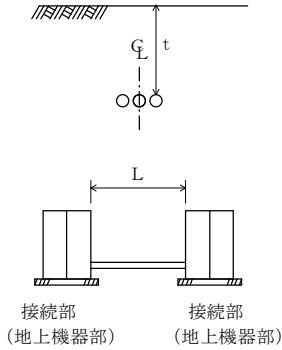
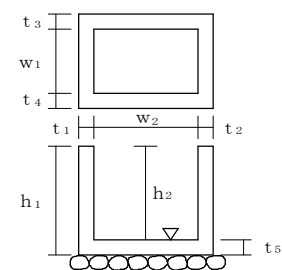
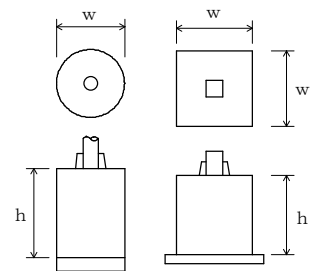
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	± 20
						各 部 の 厚 さ	± 20
						各 部 の 長 さ	± 30
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	± 20
						厚 さ	—
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	± 20
						ア ン カ ー 長	± 20
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 箇所 / 1 施工箇所		
なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		
基礎一基毎		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 箇所 / 1 基		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

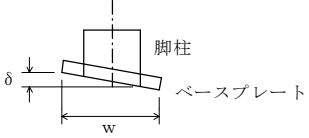
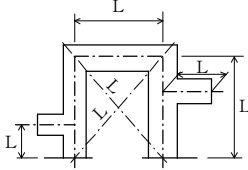
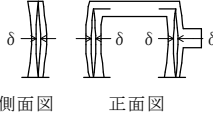
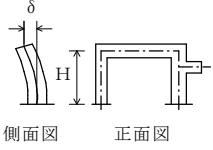
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50
						延 長 L	－200
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20
						※幅 w ₁ , w ₂	－30
						※高さ h ₁ , h ₂	－30
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	－30
						高 さ h	－30

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部間毎に1箇所 接続部間毎で全数		
1箇所毎 ※印は、現場打ちの場合		
1箇所／1施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値 w/500
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2
								孔の径 d	0 ～ 5
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)		± 5… L ≤ 10m ± 10… 10 < L ≤ 20m ± (10 + (L - 20)/10) …20m < L
							はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)		L / 1, 000
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		10…H ≤ 10 H…H > 10

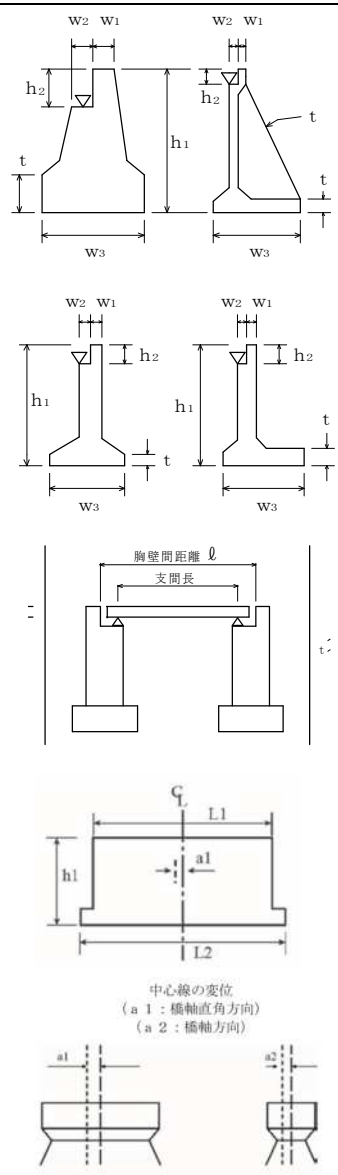
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。 両端部及び片持ばり部を測定。		
		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

単位：mm

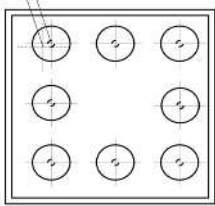
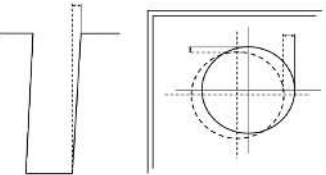
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 ℓ_1	-50
						敷 長 ℓ_2	-50
						胸壁間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50

次頁に続く

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

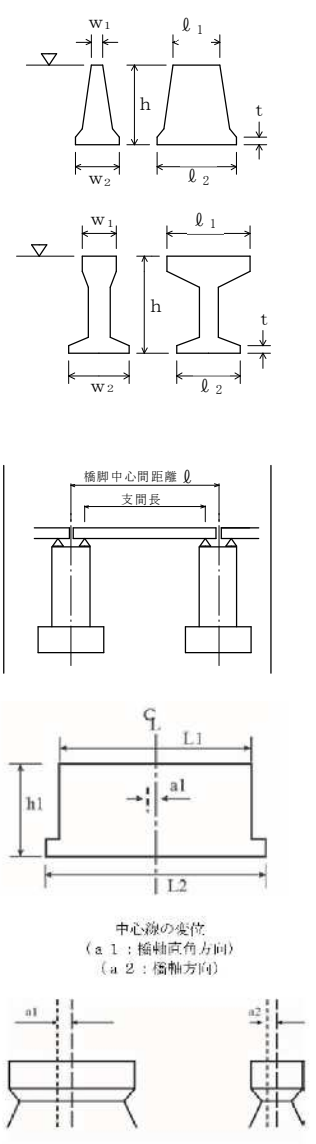
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目		規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8				支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10～－20
								平 面 位 置	±20
								ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1／50 以下

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。	平面位置 平面図 ——：実際 -----：設計  アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 ——：実際 -----：設計 	

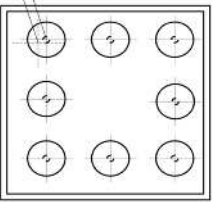
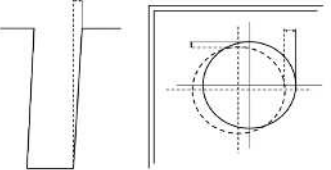
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						天 端 長 ℓ_1	-50
						敷 長 ℓ_2	-50
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
					次頁に続く		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	 橋脚中心間距離 ℓ 支間長 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	

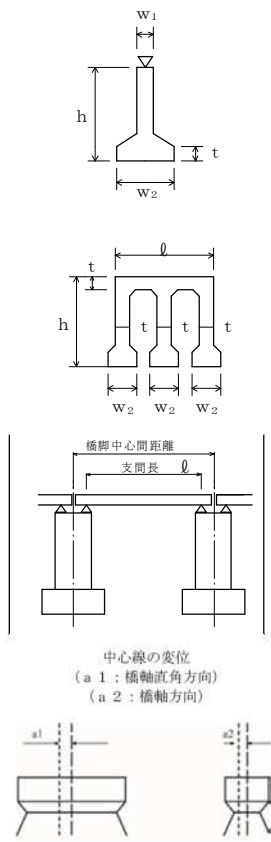
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10～－20
							平 面 位 置	±20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1／50 以下

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は沓座の中心ではなく、ア ンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを 橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切っ た 2 隅で計測。	平面位置 平面図 ——：実際 -----：設計  アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 ——：実際 -----：設計 	

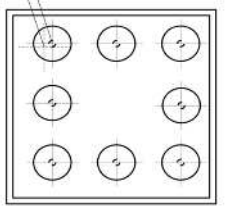
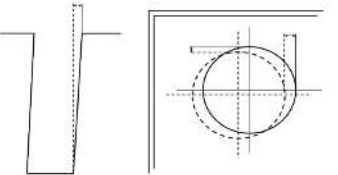
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1	-20
						敷 幅 w_2	-20
						高 さ h	-50
						長 さ ℓ	-20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50
					次頁に続く		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

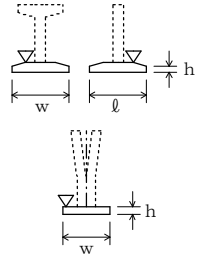
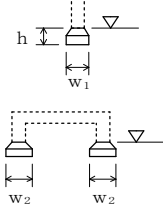
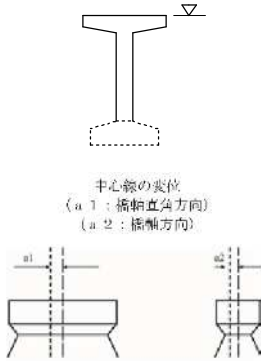
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10～-20
							平 面 位 置	±20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1／50 以下

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	平面位置 平面図 ——：実際 -----：設計  アンカーボルト孔の鉛直度 断面図 平面図 ——：実際 -----：設計 	

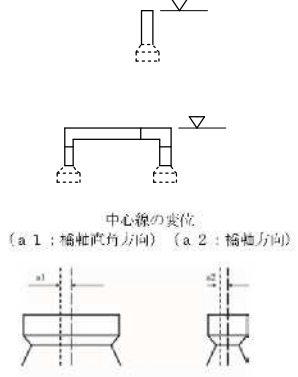
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						長 さ ℓ	-50
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-50
						高 さ h	-50
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽	±20
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	
主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
図面の寸法表示箇所で測定。		

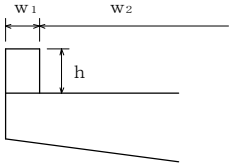
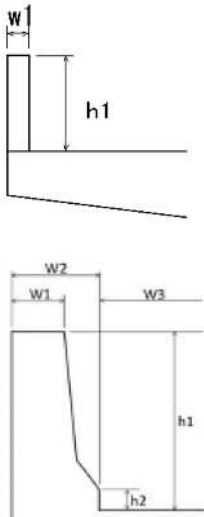
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注 1)	±5
						可動支承の移動 可能量 注 2)	設計移動量以上
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋
							鋼橋 ±(4 + 0.5× (B-2))
						水平 度	橋軸方向
							橋軸直角方向
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注 1)	±5
						可動支承の移動 可能量 注 2)	設計移動量以上
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋
							鋼橋 ±(4 + 0.5× (B-2))
						水平 度	橋軸方向
							橋軸直角方向
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	可動支承の 移動量 注 3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触 面及びゴム支承と台座モルタルとの接触 面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

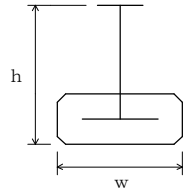
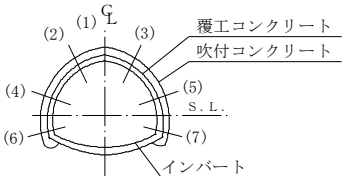
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔 の削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20 以内 かつ -1D 以内
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20
						地覆の高さ h	-10～+20
						有効幅員 w_2	0～+30
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 鋼 橋 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w_1	-5～+10
					橋梁用高欄工	地 覆 の 幅 w_2	-10～+20
						高 さ h_1	-20～+30
						高 さ h_2	-10～+20
						有 効 幅 員 w_3	0～+30
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 鋼 橋 付 属 物 工	8		検査路工	幅	± 3
						高 さ	± 4

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の 3 箇所測定。		
1 ブロックを抽出して測定。		

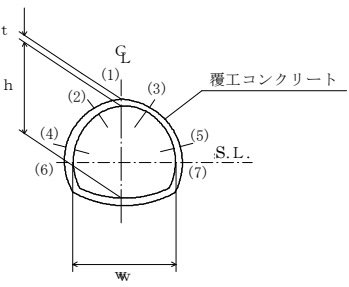
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5
						高 さ h	+10 － 5
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ －30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、良好な岩 盤で施工端 部、突出部等 の特殊な箇所 は設計吹付け 厚の1/3以上 を確保する ものとする。
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—
						角 度	—
						削 孔 深 さ	—
						孔 径	—
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 ℓ：スパン長		
施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル 技術基準 (構造編)・同解説」にいう 地盤等級A又はBに該当する地盤とす る。		
施工延長 40m毎に断面全本数検測。		

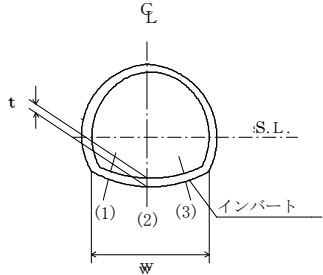
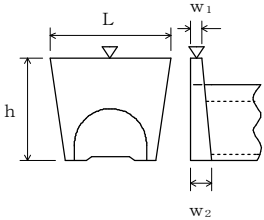
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	－50
						高さ h (内法)	－50
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき 1 箇所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所、(2)～(3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	－50	
						厚 さ t	－30	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	－50	
						厚 さ t	設計値以上	
						延 長 L	—	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	
						幅 w ₁ , w ₂	－30	
						高 さ h	h < 3 m	－50
							h ≥ 3 m	－100
						延 長 L	－200	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ii) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
図面の主要寸法表示箇所で測定。		

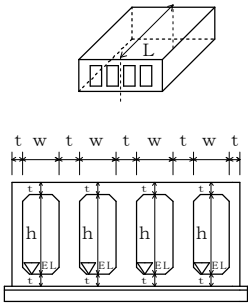
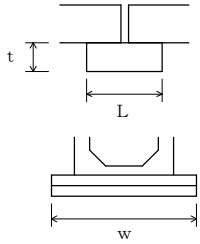
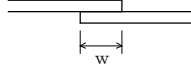
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	－50
						高さ h (内法)	－50
						厚 さ t	－20
						延 長 L	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	(アーチ部) (側壁部) (インバート部)	

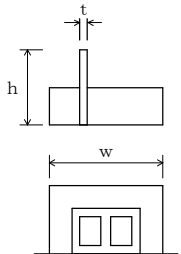
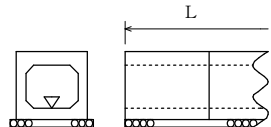
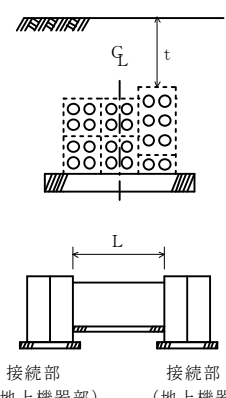
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ t	－20
						内 空 幅 w	－30
						内 空 高 h	±30
						ブロック長 L	－50
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	－20
						幅 w	－20
						長 さ L	－20
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		
両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

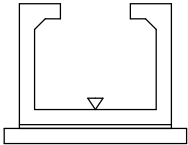
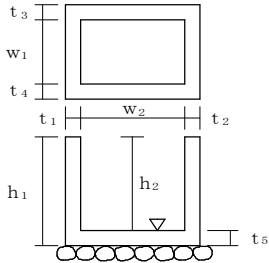
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	−20
						幅 w	±50
						厚 さ t	−20
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	−200
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0〜+50
						延 長 L	−200

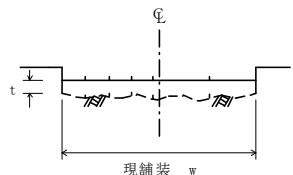
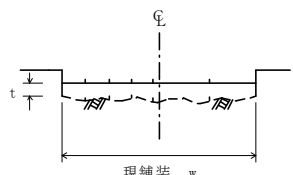
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
延長：1施工箇所毎		
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高 さ h_1, h_2	-30

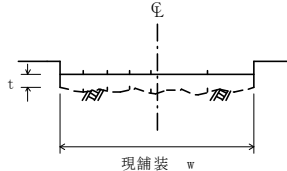
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		

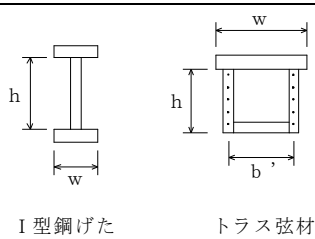
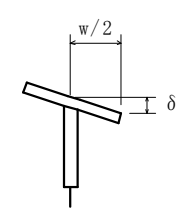
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平 坦 性	—	3mプロファイル ター(σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較 差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理とし て緩和)	-2 (2)
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平 坦 性	—	3mプロファイル ター(σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位 : mm 摘 要
厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所/1 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は 40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 80m毎に 1 ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、2 ヶ所/1 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	 維持工事及び 1 箇所の延長が 100m 以下の工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路 盤 工	厚さ t	-30
							幅 w	-50
							延長 L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	単位：mm 摘 要
幅は延長 80m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び 中央の 3 点を掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m) 腹 板 高 h (m) 腹 板 間 隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\cdots 2.0 < w$
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$

測 定 基 準		測 定 箇 所	単位：mm 摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼げた トラス弦材	
床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	